

今回のテーマ「自転車運転」について

2024年11月自転車の「ながらスマホ」が罰則強化！
「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に！

政府広報 WEB サイトより



- ・ 信号無視
- ・ 通行禁止違反
- ・ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ・ 通行区分違反
- ・ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・ 遮断踏切立入り
- ・ 交差点安全進行義務違反等
- ・ 交差点優先車妨害
- ・ 環状交差点安全進行義務違反等
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 歩道通行時の通行方法違反
- ・ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転※
- ・ 安全運転義務違反
- ・ ながらスマホ※
- ・ 妨害運転

※印の行為は、2024 年 11 月の改正道路交通法の施行に合わせて追加されたもの

自転車運転者講習
の対象とされる
「危険行為」

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車運転者の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など